



【17】 武田家定書

(P09805 青野一枝家文書 No.1)

おはたまごじゅうろうひかんかなわ
小幡孫十郎被官金澤、人質として女子を召し置かるるの處、成人
につき帰郷の儀、御訴訟に及び候、然れども孫十郎の人質を以て補
すべきの旨、申し上げらるるの条、御領掌に候、随つて金澤人質
女子の替として、聾の弟十一歳の男子之を請け取り、異議無く女子
を在所へ返さるべきの旨、仰せ出さるる者なり、仍つて件の如し

〔読み下し文〕

定

こみやまたんごのかみ
小宮山丹後守殿

二月廿五日

(一五七六) (ひのえね)
天正四丙子年 跡部大炊助これを 奉る
〔龍朱印〕 (武田勝頼)

二月廿五日
西
小幡孫十郎被官金澤又人質
女を召し置かるるの處、成人
につき歸郷の儀、御訴訟に及び候、然れども孫十郎の人質を以て補
すべきの旨、申し上げらるるの条、御領掌に候、随つて金澤人質
女子の替として、聾の弟十一歳の男子之を請け取り、異議無く女子
を在所へ返さるべきの旨、仰せ出さるる者なり、仍つて件の如し

さだめがき 17 武田家定書

天正4年(1576年)2月25日

かつより ながね
武田勝頼が、長根(現高崎市吉井町長根) 小幡氏家臣の人質交換を命じた文書です。小幡孫十郎の家臣金澤氏から人質に出した女子が成人したので帰郷させてほしいとの訴えがあったため、勝頼は孫十郎が代わりの人質を出して補うことで了承しています。差出人は勝頼の側近として台頭した跡部大炊助勝資ですが、文言や朱印から勝頼の命令であったことがわかります。受取人の小宮山丹後守虎高は、武田家家臣として上野国に在番し、上野国 の在地領主に指示を出す立場にあった人物です。

青野一枝家文書 P09805 No.1